

## 平成25年度 一般廃棄物処理事業実態調査（概要版）

### 1 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

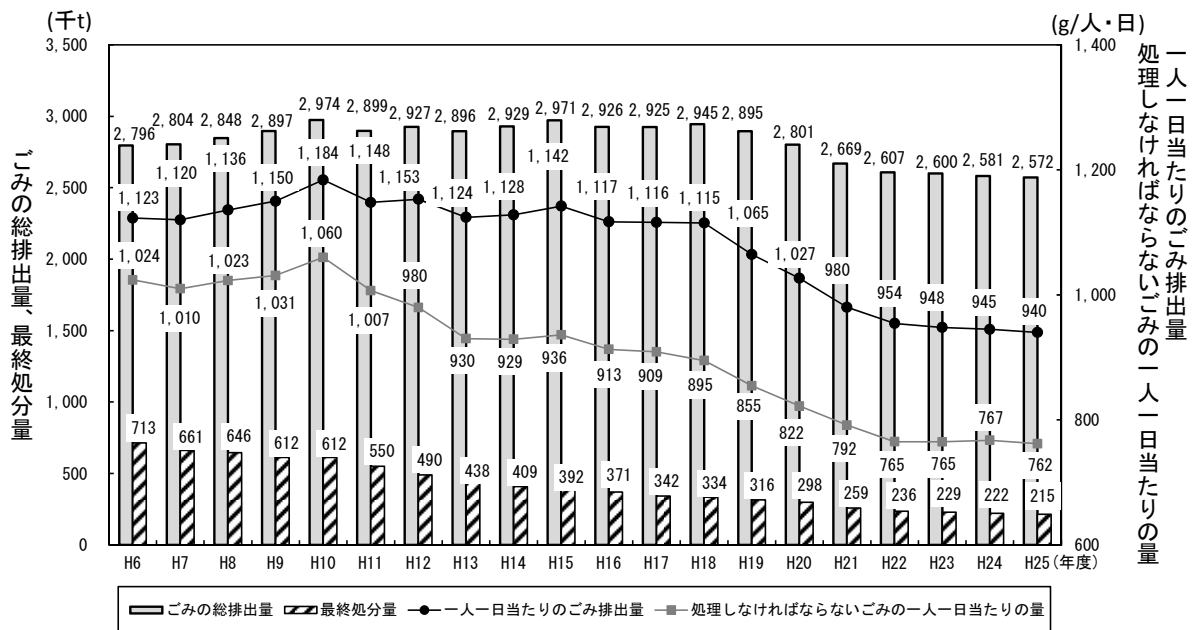
平成25年度のごみの総排出量は2,572千トンであり、平成24年度の2,581千トンに比べ0.4%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成25年度は940gとなり、平成24年度の945gに比べ0.5%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成25年度は762gとなり、平成24年度の767gに比べ0.7%減少している（図1）。

ごみの総排出量は平成19年度以降、一人一日あたりのごみ排出量及び処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は平成11年度以降減少傾向にあったが、近年はこれら3指標ともに横ばい傾向にある。

平成25年度の最終処分量は215千トンで、平成24年度の222千トンに比べ3.4%減少している。

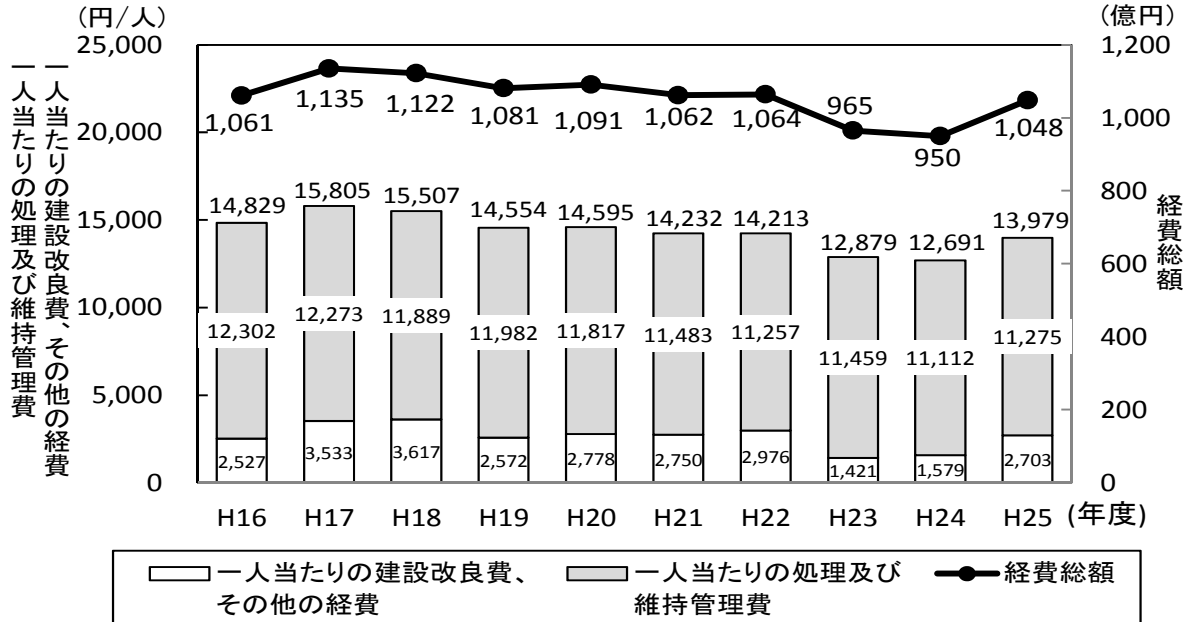


- (注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。  
(注2) 「自家処理」とは、市町村等により収集されるごみ以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されているものをいう。  
(注3) 「集団回収」とは、町内会やこども会等が実施している資源ごみの回収で、市町村が用具の貸し出しや奨励金の交付等で関与しているものをいう。  
(注4) 「資源ごみ量」とは、古紙や空き缶、容器包装プラスチック等、再資源化を目的に市町村等が収集したごみの量及びごみ処理施設に直接搬入されたごみの量の合計値をいう。  
(注5) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている(以降全ての「人口」も同様)。  
(注6) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある(以降全ての図も同様)。

図1 ごみの排出・処理状況の経年変化

平成 25 年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約 1,048 億円であり、これを県民一人当たりで換算すると年間 13,979 円となる。

内訳は、処理及び維持管理費が 11,275 円（80.7%）、建設・改良費及びその他の経費が 2,703 円（19.3%）である。ごみ処理に要する経費の総額は平成 18 年度以降減少傾向にあったが、焼却施設等の建設に伴い平成 25 年度は増加した（図 2）。



(注 1) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。

図 2 ごみ処理経費の推移

平成 25 年度の生活系ごみの量は 1,762 千トンで、平成 24 年度の 1,776 千トンに比べ 0.8% 減少した。一方、平成 25 年度の事業系ごみの量は 621 千トンで、平成 24 年度の 610 千トンに比べ、1.7% 増加した。平成 25 年度のごみの総量のうち、生活系ごみが占める割合は、73.9% であり、平成 24 年度の 74.4% に比べ、0.5 ポイント減少した。生活系ごみの量は平成 19 年度以降、事業系ごみの量は平成 16 年度以降減少していたが、平成 25 年度、事業系ごみの量は増加した（図 3）。

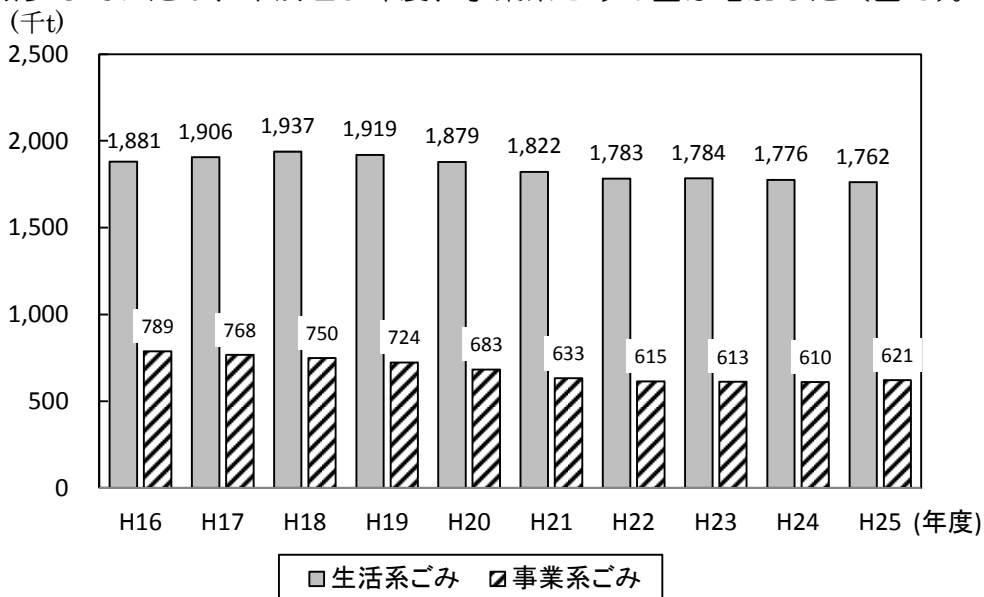
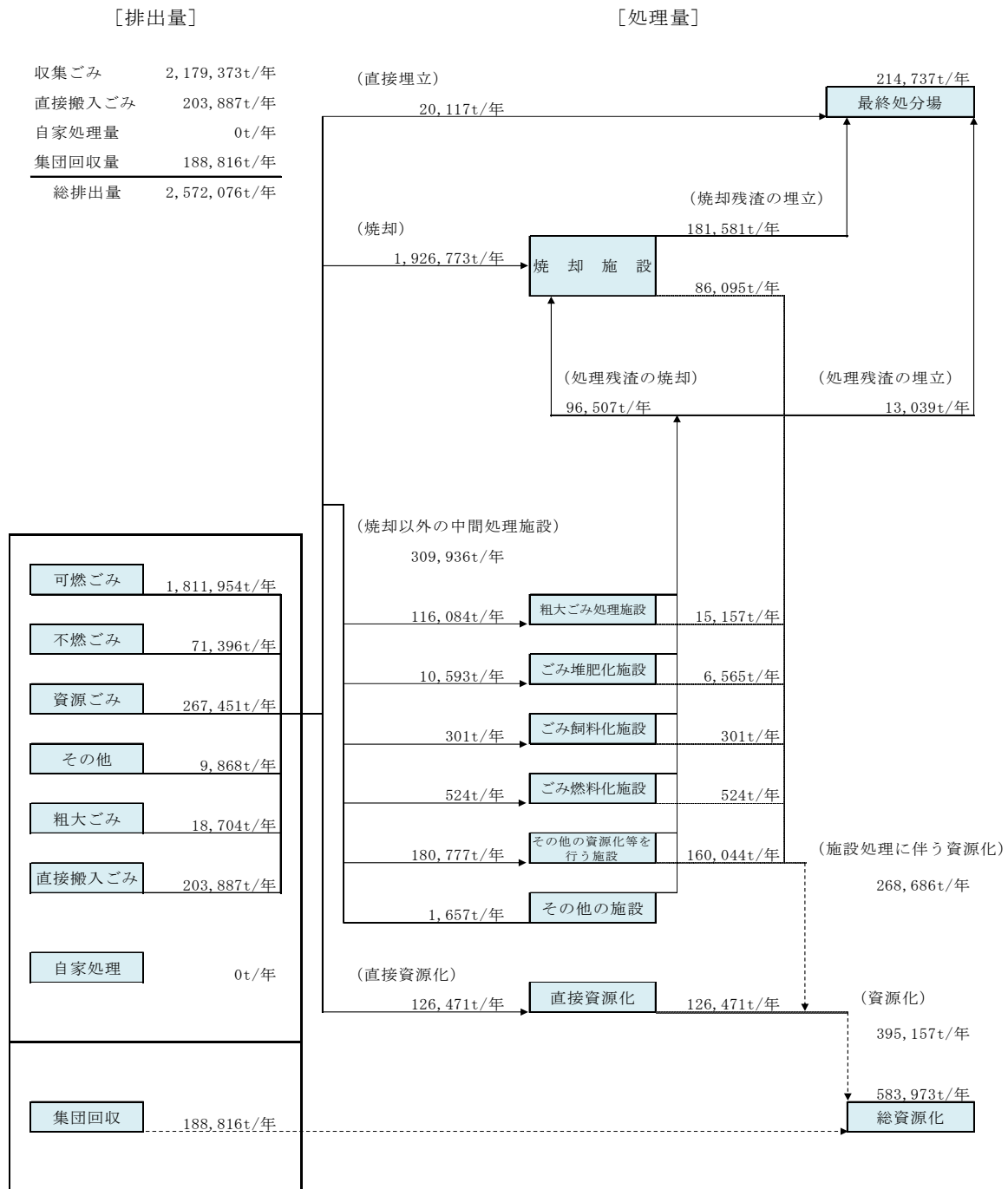


図 3 生活系ごみ及び事業系ごみの量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 4 のとおりである。これは、平成 25 年度中に収集されたごみ 2,179 千トンと直接搬入されたごみ 204 千トンの総量 2,383 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表すもので、最終的に資源化されたものが 584 千トン、埋立処分されたものが 215 千トンであった。



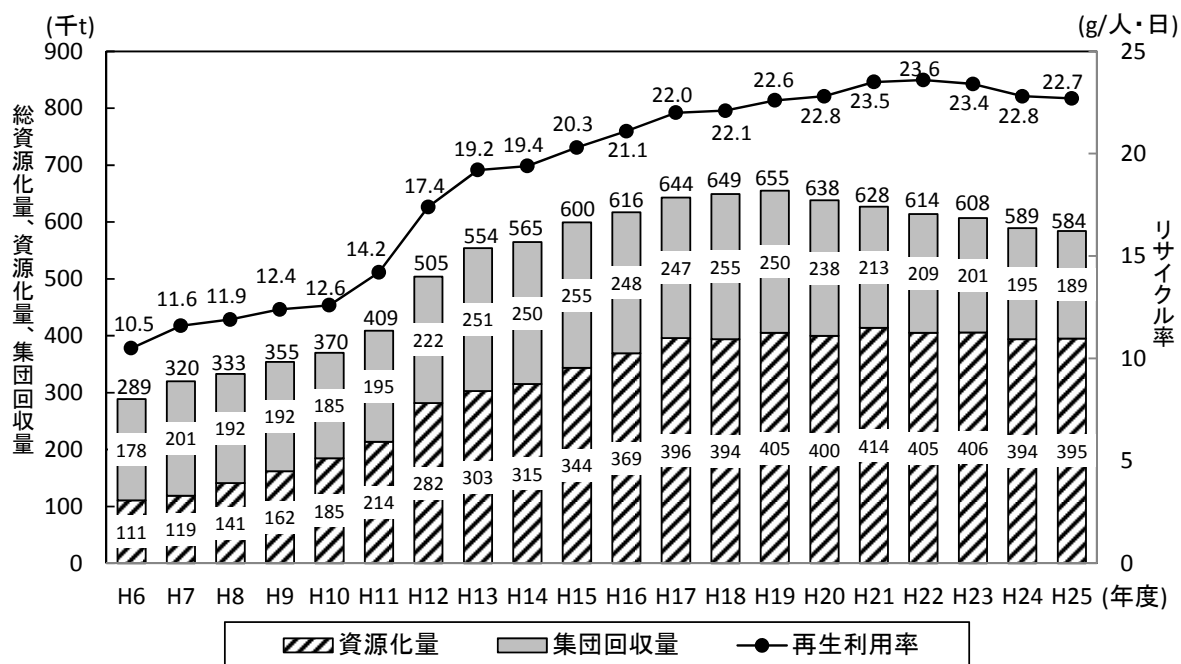
- (注 1) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。
- (注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
- (注 3) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

図 4 ごみ処理の流れ（平成 25 年度）

## 2 資源化（リサイクル）の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 25 年度の総資源化量は 584 千トンで、平成 24 年度の 589 千トンに比べ 0.8%減少しており、平成 19 年度以降ごみの総排出量の減少に伴い減少している（図 1 及び図 5）。

また、平成 25 年度のリサイクル率は 22.7%と、平成 24 年度の 22.8%に比べ 0.1 ポイント減少しており、平成 21 年度以降横ばいの状況となっている。



(注 1)「資源化量」とは、市町村等が収集した又は直接搬入されたごみのうち、資源化されたものの量をいう。

(注 2)「総資源化量」とは、資源化量及び集団回収量の合計値をいう。

(注 3)「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100

図 5 総資源化量とリサイクル率の経年変化

平成 25 年度の総資源化量の内訳を見ると、紙類 305 千トン、金属類 45 千トン、ガラス類 46 トン、ペットボトル 17 千トン、プラスチック類 60 千トン、布類 14 千トン、溶融スラグや肥料等、その他 98 千トンとなっている（図 6）。

金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック及びその他（溶融スラグ等）については概ね横ばい傾向となっているが、紙類については減少が続いている。

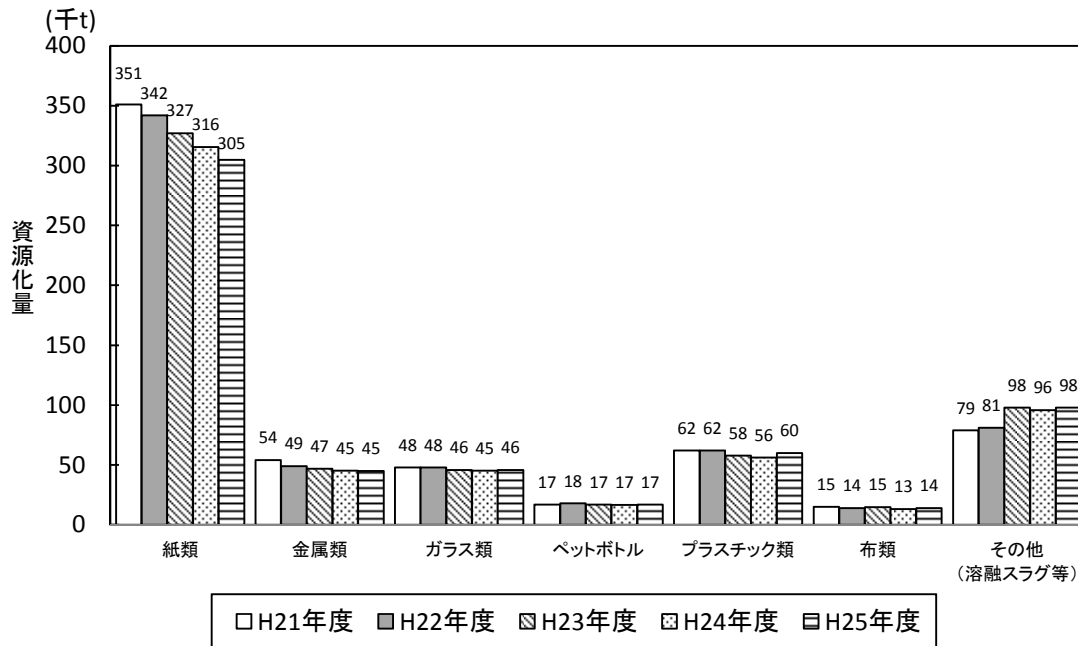


図6 資源化の状況

### 3 最終処分の状況

焼却残さや、その他中間処理の際に発生した処理残さの処分を含め、平成25年度の最終処分量は215千トンで、平成24年度の222千トンに比べ3.4%減少している。

なお、このうち県外の処分量は34千トンで、平成24年度の38千トンに比べ11.7%減少している。県外処分率は、概ね減少傾向にある(図7)。

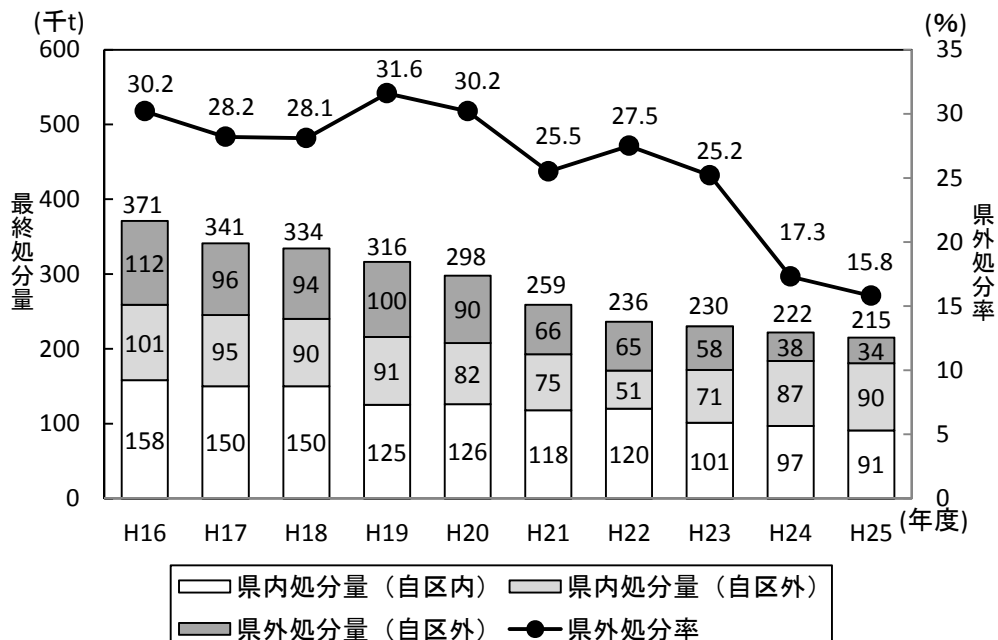


図7 ごみの最終処分量の経年変化

#### 4 ごみ処理施設の設置状況

##### (1) 中間処理施設及び資源化施設の設置状況

平成 25 年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設の数 は 97 である。その内訳は焼却施設が 36、ごみ燃料化施設が 2、粗大ごみ処理施設が 20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 38、その他（破碎処理）の施設が 1 となっている（表 1）。

表 1 中間処理施設の設置状況（平成 25 年末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	36	9,647.5t/日	他に 5 施設休止 1 施設が建設中
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	他に 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,178.4t/日	他に 1 施設休止 1 施設が建設中
資源化施設	38	689.9t/日	他に 1 施設休止
その他の施設	1	67.7t/日	
合 計	97	11,583.7t/日	

(注 1)施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

(注 2)「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。

##### (2) 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 25 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力\*は 140.1MW（発電設備を有する 24 施設の合計）で、平成 24 年度と同等である。一方、総発電電力量は 563.8GWh（稼働中の 21 施設の合計）で、平成 24 年度と比べ 2.3%増加している（図 8）。

※ 総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設を除く。そのため、総発電電力量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

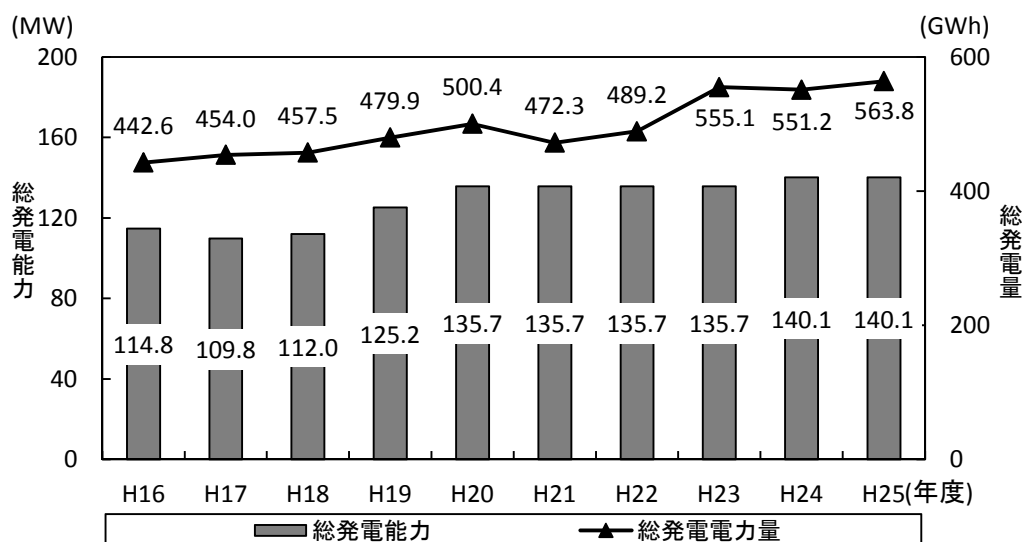


図 8 焼却施設におけるごみ発電の状況

### (3) 最終処分場の設置状況

平成 25 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 85 (休止、埋立終了等を含む。) で、残存容量は 2,904 千 $m^3$ である。これを平成 25 年度に上記最終処分場に埋め立てた廃棄物及び覆土の容量 (以下、「埋立容量」という。) 97 千 $m^3$ で除した値 (残余年数) は 29.9 年であり、平成 19 年度以降埋立容量の減少及び最終処分場の新設に伴い、増加している (図 9)。

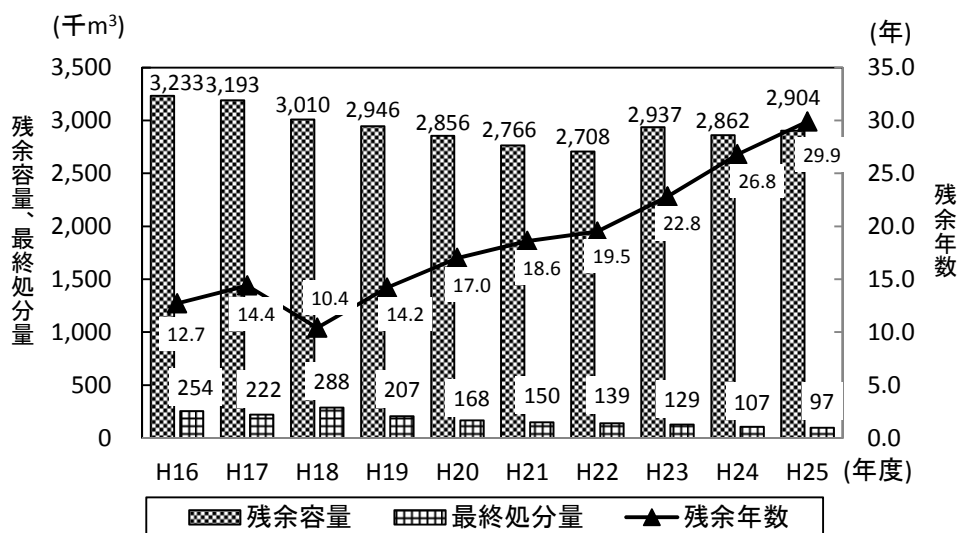


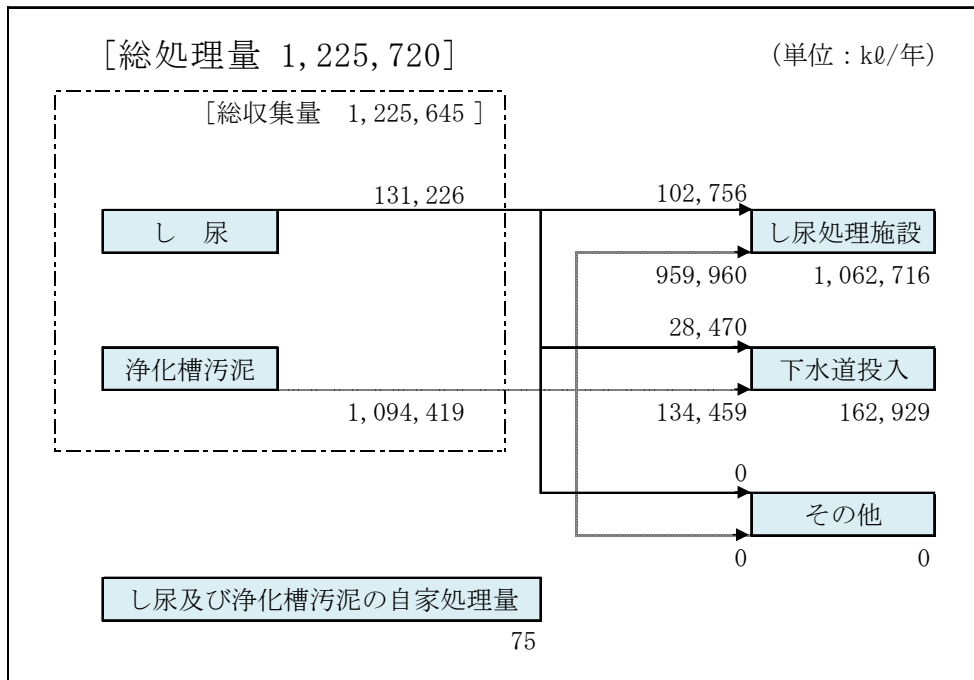
図 9 最終処分場の残存容量と残余年数の経年変化

## 7 し尿処理の状況

平成 25 年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の総収集量は 1,226 千 kℓ で、うち、し尿は 131 千 kℓ、浄化槽汚泥は 1,094 千 kℓ である。

総処理量は 1,226 千 kℓ であり、平成 24 年度の総処理量 1235 千 kℓ に比べ 0.8% 減少している。

収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により 1,063 千 kℓ、下水道投入により 163 千 kℓ、それぞれ処理されている（図 10）。



(注 1) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集量」と「処理量」は一致しない場合がある。

図 10 し尿処理の流れ（平成 25 年度）



し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 11）。

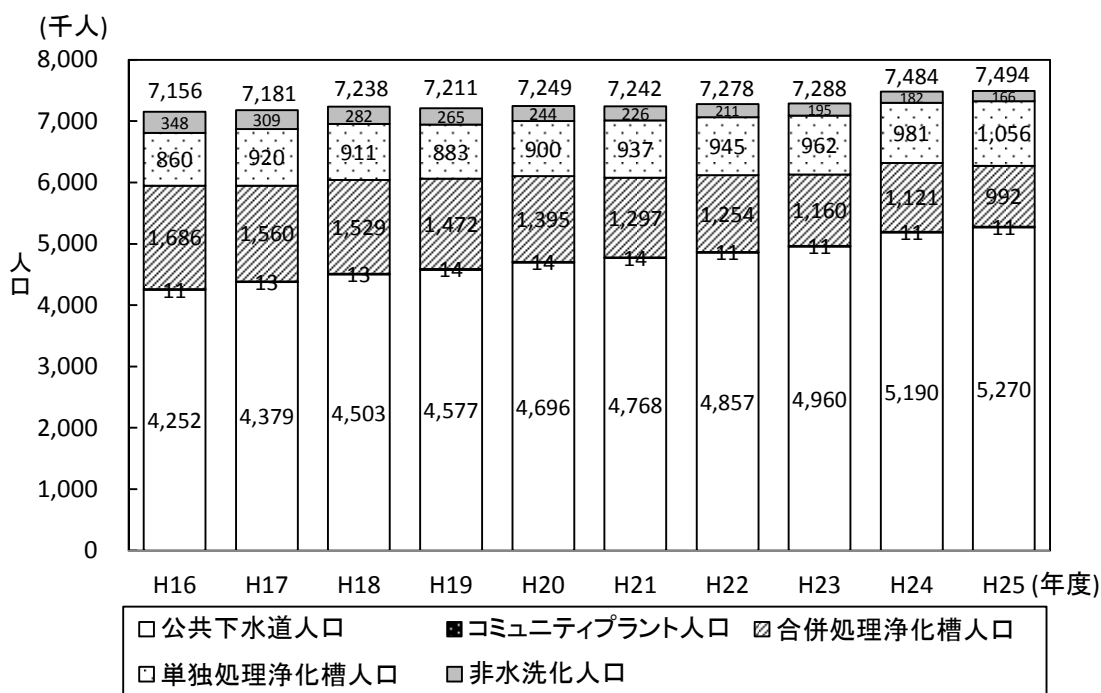


図 11 し尿処理形態の推移

し尿収集量やし尿処理量は減少傾向にある（図 12 及び 13）。

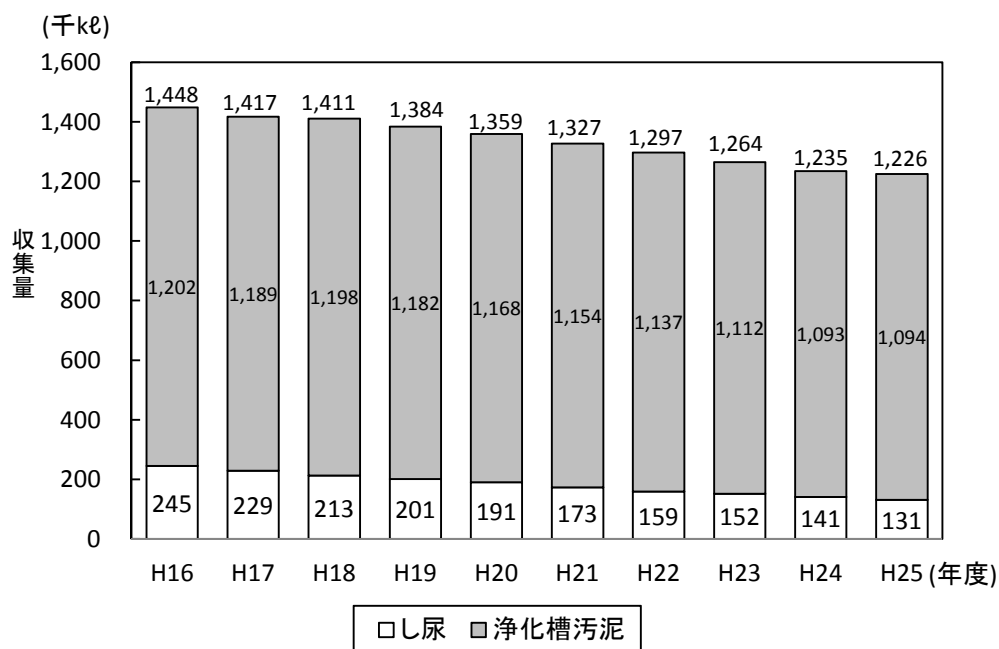


図 12 し尿収集量の推移

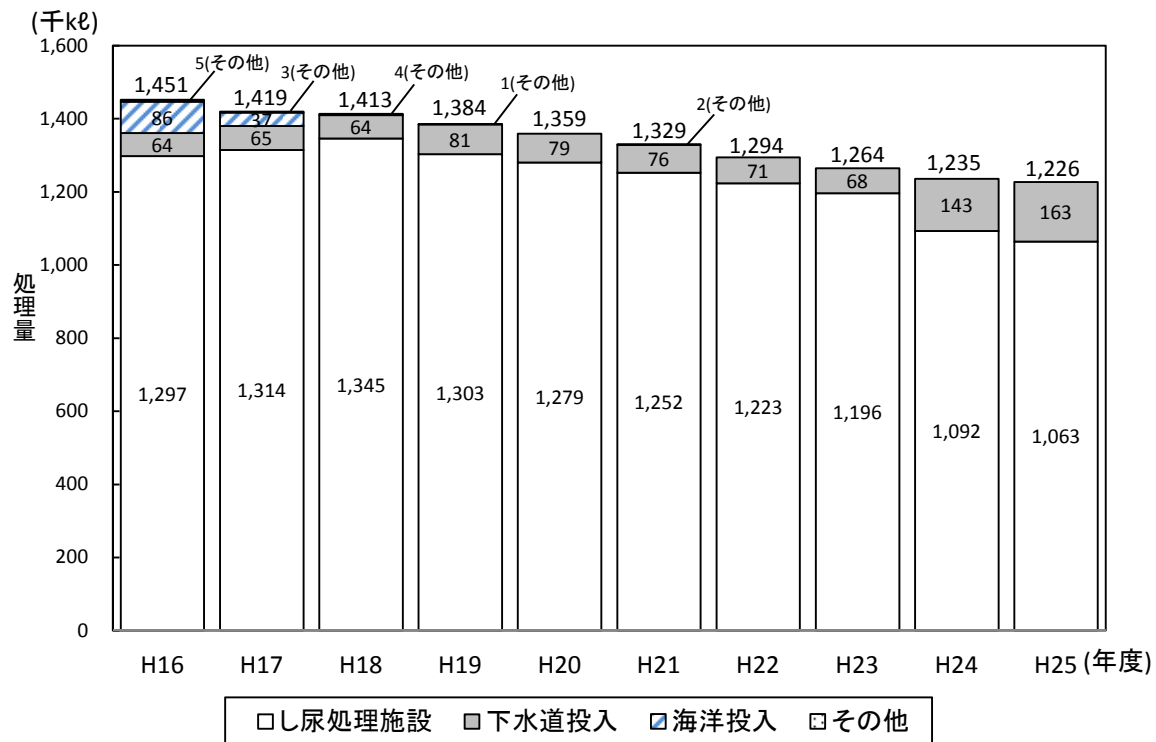


図 13 し尿処理量の推移

## 8 し尿処理施設の状況

平成 25 年度末現在のし尿処理施設の設置数は 33（処理能力 4,558kℓ/日）であり、休止中のし尿処理施設の数 は 1（処理能力 80kℓ/日）である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降、し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない。

## 9 減量化・資源化状況上位5市町村

減量化や資源化に関する指標が上位の市町村は表2-1及び2-2のとおり。

表2-1 人口10万人以上

順位	一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 (g/人・日)		リサイクル率 (%)		一人当たりの最終処分量 (kg/人・年)	
	市町村	排出量	市町村	量	市町村	率	市町村	処分量
1	江南市	777	江南市	570	江南市	28.6	東海市	12.4
2	稲沢市	829	稲沢市	647	東海市		東海市	19.3
3	瀬戸市	849	小牧市	661	豊川市	26.8	名古屋市	21.6
4	小牧市	852	春日井市	710	小牧市	26.4	江南市	21.9
5	春日井市	882	瀬戸市	712	名古屋市	25.8	豊川市	23.1

表2-2 人口10万人未満

順位	一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 (g/人・日)		リサイクル率 (%)		一人当たりの最終処分量 (kg/人・年)	
	市町村	排出量	市町村	量	市町村	率	市町村	処分量
1	幸田町	703	幸田町	506	大口町	38.7	幸田町	10.6
2	あま市	705	岩倉市	568	幸田町	36.9	扶桑町	22.2
3	大治町	730	扶桑町	612	田原市	29.7	愛西市	22.8
4	岩倉市	735	豊明市	616	日進市	27.5	大治町	23.0
5	愛西市	739	大治町	619	豊明市	25.7	田原市	24.4

### ○各指標の算出式

$$\text{一人一日当たりのごみ排出量} = \frac{\text{ごみの総排出量}}{\text{人口} \times 365}$$

$$\text{処理しなければならないごみの一人一日当たりの量} = \frac{\text{ごみの総排出量} - \text{資源ごみ量} - \text{集団回収量}}{\text{人口} \times 365}$$

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

$$\text{一人当たりの最終処分量} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{人口}}$$

$$\text{一人当たりのごみ処理費} = \frac{\text{建設・改良費} + \text{処理及び維持管理費} + \text{その他の経費}}{\text{人口}}$$